

20 大基評第 237 号

2021 (令和3) 年3月24日

熊本県立大学

学長 半藤 英明 殿

公益財団法人 大学基準協会

会長 永田 恭介



「改善報告書」の検討結果について (通知)

拝啓 春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、貴大学からご提出いただきました「改善報告書」につきまして、大学評価委員会及び理事会において慎重に審議を行い、別紙のとおり検討結果をとりまとめましたので、ここに通知申し上げます。

この検討結果を貴大学の一層の改善・向上にご活用くださるよう、お願いいたします。

敬 具

【同封資料】

「改善報告書検討結果 (熊本県立大学)」

※評価の過程を通じ、追加で根拠資料の提出があった場合には、当該資料について

「[3] 各指摘事項に対する改善状況」の「改善状況を示す具体的な根拠・データ等」に追記しております。

以 上

## ＜ 改善報告書検討結果（熊本県立大学） ＞

### [1] 概評

2016（平成28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、改善勧告として1項目、努力課題として2項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「自己点検・評価委員会」による進捗管理のもと、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

改善勧告に関しては、教員組織（改善勧告No.1）について、環境共生学部居住環境学科では大学設置基準上必要な専任教員数が1名、また、原則として必要な教授数も1名不足していたが、その後、教員1名を採用することで改善された。なお、環境共生学部は、大学評価時に指摘を受けた居住環境学科を含む3学科構成であったものの、改組を行い、環境共生学科のもとに環境資源学専攻、居住環境学専攻、食健康環境学専攻を置く1学科3専攻の構成としている。改組後の環境共生学科においても、大学設置基準上必要な専任教員数及び教授数を満たしているが、今後も、適切な教員組織を維持していけるよう、人事計画に基づいて適切に教員数等を管理することが望まれる。

一方で、努力課題に関しては、1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.2）について、環境共生学部環境共生学科食健康環境学専攻では上限を設定していないため、改善が望まれる。文学部4年次、総合管理学部及び環境共生学科食健康環境学専攻を除く環境共生学部の各専攻は1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に設定しているが、卒業要件に含まれない一部の科目については上限に含めないこととしているほか、総合管理学部以外では年間を通じて一定以上の成績を修め申請を行った学生には上限を適用していないため、これらにより単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分注意されたい。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

### [2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

### [3] 各指摘事項に対する改善状況

#### 1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	アドミニストレーション研究科博士後期課程の

	カリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
評価当時の状況	コースワーク（特別演習）とリサーチワーク（特別研究）の区分が不明瞭であったことから、指導教員の研究枠にとどまった論文指導であった。
評価後の改善状況	<p>平成 29 年度から、自己点検・評価委員会において、課題への対応についての改善に取り組んだ（資料 1-1-1 (P2)）。これを踏まえ、平成 29 年度に策定した平成 30 年度計画において、「アドミニストレーション研究科について、平成 29 年度に見直した理念や教育研究上の目的、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、平成 31 年度の施行に向け、認証評価の結果も踏まえた新カリキュラムを策定する」とし、必要な部局で検討を行った。平成 31 年度第 1 回自己点検・評価委員会において、平成 30 年度計画に係る業務実績の自己点検・評価を行い、報告書を作成した（資料 1-1-2 (P22、計画番号 34 ウ)）。</p> <p>具体的な取組みは以下のとおり。</p> <p>平成 29 年度：</p> <p>「総合管理学部のあり方検討委員会」において検討した、学部教育を土台とする研究科の新カリキュラムの今後のあり方（資料 1-1-3）を基に、アドミニストレーション研究科委員会において、理念等の見直しを検討し（資料 1-1-4）、その案について、第 9 回教育研究会議において決定し（資料 1-1-5）、第 3 回理事会において承認された（資料 1-1-6）。</p> <p>平成 30 年度：</p> <p>アドミニストレーション研究科委員会において、学位授与方針を踏まえ、教育課程をコースワーク（特別演習）とリサーチワーク（特別研究）に分類し、必要な科目を整除して新カリキュラム（案）を作成（資料 1-1-7、追加 1-1-1）。第 4 回大学院委員会において承認後（資料 1-1-8）、第 12 回教育研究</p>



	<p>会議において承認を得て(資料 1-1-9)、3月に大学院履修規程の改正を行った。</p> <p>平成31年度： 新カリキュラムの開始(資料 1-1-10、資料 1-1-11、追加 1-1-2、追加 1-1-3)</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1-1 令和2年度第1回自己点検・評価委員会資料(令和2年6月1日開催)</p> <p>1-1-2 平成30年度業務実績に係る自己点検・評価報告書</p> <p>1-1-3 総合管理学部及びアドミニストレーション研究科の今後のあり方について(最終報告書)</p> <p>1-1-4 平成29年度第5、6、9、13回アドミニストレーション研究科委員会議事録(H29年6月22日、7月6日、8月31日、10月19日開催)</p> <p>1-1-5 平成29年度第9回教育研究会議議事録(平成29年11月20日開催)</p> <p>1-1-6 平成29年度第3回理事会議事録(平成29年12月21日開催)</p> <p>1-1-7 平成30年度第3、4、5回アドミニストレーション研究科委員会議事録(平成30年6月21日、7月19日、8月30日開催)</p> <p>1-1-8 平成30年度第4回大学院委員会資料(平成30年9月12日開催)</p> <p>1-1-9 平成30年度第12回教育研究会議議事録(平成31年1月21日開催)</p> <p>1-1-10 平成31年度履修の手引き 教育課程編成・実施の方針</p> <p>1-1-11 令和2年度履修の手引き 教育課程編成・実施の方針</p> <p>追加 1-1-1 H30.8.30 審議資料 1_アドミニストレーション研究科博士後期課程新カリキュラム(素案)について</p> <p>追加 1-1-2 平成31年度『履修の手引き』(アドミニストレーション研究科)</p> <p>追加 1-1-3 平成30年度『履修の手引き』(アドミニストレーション研究科)</p>

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果(3) 教育方法
	指摘事項	文学部の4年次、総合管理学部及び環境共生学部においては、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学部の1~3年次においては単位数の上限(キャップ制)が設けられていたが、その他については設定がなされていなかった。
	評価後の改善状況	認証評価結果を踏まえ、平成29年度の自己点

	<p>検・評価委員会において、課題への対応についての改善に取り組んだ（資料 1-1-1 (P3)）。これを踏まえ、平成 30 年 2 月に策定した第 3 期中期計画（計画期間：平成 30 年度～令和 5 年度）に「キャップ制を導入し、単位制度の実質化を図る」と反映させ（資料 1-2-1 (P3、計画番号 9)）、毎年度の年度計画においても計画を掲げ着実に改善に取り組んだ。平成 31 年度から令和 2 年度の自己点検・評価委員会において、平成 30 年度及び平成 31 年度の年度計画に係る進捗状況の自己点検・評価を行い、「業務実績に係る自己点検・評価報告書」を作成した（資料 1-1-2 (P9、計画番号 9)、資料 1-2-2 (P10、計画番号 9)）。</p> <p>具体的な取組みは以下のとおり。</p> <p>平成 30 年度：</p> <p>教務委員会において、キャップ制導入に係る単位数、除外科目、上限緩和等の条件について検討を行い、平成 31 年度から環境共生学科食健康環境学専攻を除く全学部学科の 1～4 年次に導入することを決定した（資料 1-2-3）。</p> <p>平成 31 年度：</p> <p>これまでの学生の履修・成績状況に基づき履修登録単位数上限緩和の想定申請者数の検証や、関係様式変更の検討を行い、キャップ制導入教務委員会案を決定し（資料 1-2-4）、第 12 回教育研究会議にてキャップ制全学部導入の内容が承認された（資料 1-2-5）。</p> <p>令和 2 年度：</p> <p>全学部でキャップ制の導入開始（資料 1-2-6）</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p><a href="#">1-2-1</a> 公立大学法人熊本県立大学第 3 期中期計画</p> <p><a href="#">1-2-2</a> 平成 31 年度業務実績に係る自己点検・評価報告書</p> <p><a href="#">1-2-3</a> 平成 30 年度第 1～5 回教務委員会議事録（平成 30 年 4 月 18 日、5 月 16 日、7 月 18 日、9 月 19 日、11 月 27 日開催）</p> <p><a href="#">1-2-4</a> 平成 31 年第 2、5 回教務委員会議事録（令和元年 5 月 20 日、11 月 13 日開催）</p>

1-2-5	平成 31 年度第 12 回教育研究会議議事録(令和 2 年 1 月 20 日開催)
1-2-6	令和 2 年度 履修の手引き (各学部) 5 履修登録手続き

## 2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	3. 教員・教員組織
	指摘事項	環境共生学部居住環境学科では、大学設置基準上必要な専任教員数が 1 名不足しており、また、原則として必要な教授数も 1 名不足しているため、是正されたい。
	評価当時の状況	平成 29 年 4 月着任を目指して選考を進めていた。すでに候補者の面談が終わり、平成 28 年 9 月 27 日の学部人事教授会の議を経て、全学の会議に上程するところであった。
	評価後の改善状況	平成 29 年 4 月、環境共生学部居住環境学科に教員 1 名が着任し、当該の懸案は解消した。その後は現在まで大学設置基準上必要な専任教員数及び原則として必要な教授数を満たしている(資料 2-1-1、資料 2-1-2)。なお、平成 31 年に環境共生学部を改組し、1 学科 3 専攻としたが、各専攻の専任教員数は学科当時を維持している。 また、専任教員数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数は認証評価の基礎要件であること及びそれらは変動する可能性があることから、平成 29 年度からは毎年度、自己点検・評価委員会において、学部及び大学院とも確認を徹底している(資料 1-1-1(P8))。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	2-1-1	大学基礎データ (表 2 環境共生学部のみ)
	2-1-2	設置基準上必要となる専任教員数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数の算出根拠を示した資料

以 上